

平成20年4月21日



中小ものづくり高度化法に基づく「特定研究開発等計画」の 認定中小企業者が、1,000社を突破しました。

経済産業省中小企業庁では、ものづくり技術の高度化に取り組む中小企業に対し、中小ものづくり高度化法に基づき、中小企業が作成した「特定研究開発等計画」を経済産業大臣が認定し、様々な支援を行っています。

この「特定研究開発等計画」の認定中小企業者が、平成18年6月の法施行以来、平成20年3月末時点で1,059社となり、1,000社を突破しましたのでお知らせします。なお、認定件数（累計）は653件です。

1. 特定研究開発等計画とは、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）第4条第1項に基づき、中小企業者が作成する、自動車産業、情報産業等の川下産業のニーズを踏まえた、鑄造やめっき等の特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための研究開発計画のことです。
2. 特定研究開発等計画を各経済産業局に申請して認定を受けると、中小企業金融公庫の低利融資、中小企業信用保険法の特例、特許料等の軽減等の支援措置の対象となります。
3. なお、認定中小企業者に対する予算上の支援施策である「平成20年度戦略的基盤技術高度化支援事業」の公募を本日より開始します。公募の締切は、5月16日（金）です。事業概要及び公募要領等は、次のURLからご覧になれます。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/080122senryaku_koubo_yokoku.htm
4. 特定研究開発等計画の認定状況は、別紙のとおりです。

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁技術課

担当者：山下、山岡

電話：03-3501-1816（内線5351）

中小ものづくり高度化法の支援体系及び認定状況

技術高度化指針(技術別指針)の策定

基盤技術20分野を指定。
川下産業(ユーザー)との協力、人材育成等「中小企業が目指すべき技術開発の方向性」を取りまとめ。平成20年2月に溶射技術を追加。

研究開発計画の作成・認定

「指針」に基づいて、中小企業が(他の事業者と協力して)自ら行う研究開発計画を策定。
経済産業大臣が認定。

653件、中小企業者1,059社を認定(平成20年3月末現在)

認定中小企業者への支援措置

1. モノ作り基盤技術の研究開発支援88.0億円

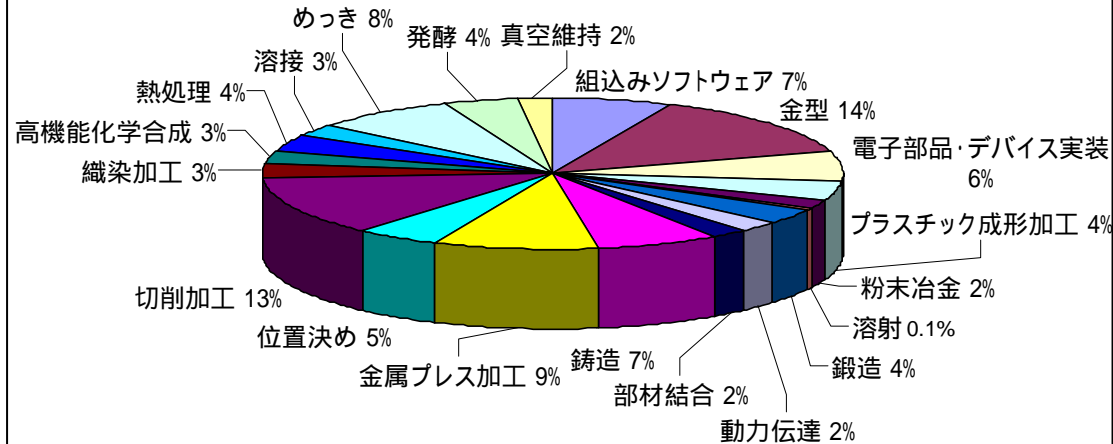
中小企業と川下大企業等が協力して行う研究開発プロジェクトを資金面で重点支援。平成19年度、218件の応募に対し、89件を採択(平成19年8月)。

2. 金融支援(信用保証の別枠化、政府系金融機関の低利融資)、特許料等の軽減など

認定計画実施に必要な設備資金・運転資金に対し低利融資等の金融支援を措置。

中小公庫からの低利融資実績は、209件(平成20年3月末現在)。平成20年度改正にて、融資の要件を緩和。

< 特定研究開発等計画の分野別認定比率 >



< 特定研究開発等計画の地域別認定件数(653件) >

